

中華人民共和国旅行法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 制定経緯

II 構成と主な内容

1 構成

2 主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国旅行法

旅行関連産業を、今後の中国経済の持続的成長を実現する上で戦略的に重要な産業と位置付け、その健全な発展のための施策の強化を図っている⁽²⁾。旅行に係る包括的な内容の法律を整備することも重点課題の1つとされ、2013年4月25日に中華人民共和国旅行法（以下「旅行法」という。）が公布された。

本稿では、旅行法の制定経緯と主な内容を簡単に紹介し、その全文を翻訳する。

はじめに

経済発展の続く中国では、国民の所得水準が向上し、旅行を楽しむ人々が急増している。2012年1年間の統計を見ると、中国国民の国内旅行者数はのべ29.6億人（対前年比12.1%増）、それによる国内旅行収入は2兆2706億元（同17.6%増）、出国者数も私的理由によるものが全体の9割を超え、のべ7706万人（同20.2%増）に達している⁽¹⁾。一方で、悪質な旅行業者の増加、インフラ整備の立ち遅れ、観光地の入場料金の高騰などに対して旅行者の不満が高まり、トラブルも多発している。

中国政府は、エネルギーや天然資源の消費が比較的少なく雇用創出効果など付加価値の高い

I 制定経緯

旅行法制定に向けた検討が開始されたのは、改革開放後間もない1982年にまで遡る。1988年には第7期全国人民代表大会常務委員会（以下「全人代常務委」という。）の立法計画の1項目に加えられた。しかし、当時は旅行市場が未成熟である上に国の関連施策も定まらず、結局法案提出には至らなかった。

その後、市場経済が大きく発展する中で、旅行業界の監督管理を強化し旅行市場の健全な発展を促すため、徐々に法整備が進んできた。例えば、旅行会社に関しては、1985年制定の旅行社管理暫定条例⁽³⁾に始まり、1996年に旅行社管理条例⁽⁴⁾、2009年に旅行社条例⁽⁵⁾が制定された。また、

(1) 「中华人民共和国2012年国民经济和社会发展统计公报」（2013年2月22日）中华人民共和国国家统计局
〈http://www.stats.gov.cn/tjgb/ndtjgb/qgndtjgb/t20130221_402874525.htm〉以下、インターネット情報は2013年8月1日現在である。

(2) 「国务院关于加快发展旅游业的意见」国发〔2009〕41号
〈http://www.gov.cn/zwqk/2009-12/03/content_1479523.htm#〉

(3) 「旅行社管理暂行条例」（1985年5月11日国务院公布、同日施行、1996年10月15日废止）国务院法制办公室
〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198505/19850500267923.shtml>〉なお、中国における「条例」とは、憲法及び法律に基づいて制定される行政法規（法律の規定を執行するための細則などを定めるもの）をいう。

(4) 「旅行社管理条例」（1996年10月15日国务院令第205号公布、同日施行、2001年12月11日改正、2009年5月1日废止）国务院法制办公室
〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200112/20011200268338.shtml>〉

(5) 「旅行社条例」（2009年2月20日国务院令第550号公布、2009年5月1日施行）国务院法制办公室

1999年には旅行ガイド管理条例⁽⁶⁾も制定された。地方政府も旅行関連の法整備に積極的であり、全国の省・自治区・直轄市のすべてにおいて旅行条例又は旅行管理条例が制定されている。このような状況の下で、数多くの産業が関係する旅行市場を国が総合的に管理し、法的規制を一元化するための法律の制定が課題となっていた。

旅行法の法案起草作業は2009年12月から改めて本格化し、2012年8月27日、法案が第11期全人代常務委第28回会議に提出され、1回目の審議が行われた。その後、全人代ホームページ上で法案に対する意見公募が行われ、同年12月の同第30回会議で2回目の審議、2013年4月の第12期全人代常務委第2回会議で3回目の審議が行われた。法案は当初、全98か条であったが、審議の過程で加筆修正され、最終的には全112か条となり、4月25日に可決、成立した。同法は2013年4月25日に公布され、2013年10月1日から施行される。

II 構成と主な内容

1 構成

旅行法の構成は次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：旅行者（第9条～第16条）、第3章：旅行事業計画及び促進（第17条～第27条）、第4章：旅行業経営（第28条～第56条）、第5章：旅行サービス契約（第57条～第75条）、第6章：旅行の安全（第76条～第82条）、第7章：旅行の監督管理（第83条～第90条）、第8章：旅行紛争処理（第91条～第94条）、第9章：法的責任（第95条～第110条）、第10章：附則（第111条～

第112条）。

2 主な内容

(1) 立法趣旨

旅行法はその制定目的を、旅行者及び旅行業経営者の権利と利益を保障し、旅行市場の秩序を確立し、観光資源を保護しつつそれを合理的に利用し、旅行業の健全な発展を促すこととしている。この法律は、中国内外の遊覧、休暇、レジャー等の旅行活動と旅行活動のためのサービス提供に適用される。特に、旅行者の権利保障に重点が置かれている。

(2) 旅行者の権利保障

第1章の総則に続く第2章で、旅行者の権利義務について定めている。旅行者の権利としては、旅行サービスについて自ら選択する権利、強制的な取引を拒絶する権利、真実を知る権利、旅行業経営者に契約の遵守を求める権利、人格を尊重される権利、障害者・高齢者・未成年者等の社会的弱者が優待を受ける権利などが規定された。旅行者の義務としては、社会秩序を守ること、現地の伝統文化や自然環境を守ること、外国への団体旅行で団体から離脱してはならないことなどが定められている。また、旅行契約の変更・解除等における費用分担や旅行者の損害賠償請求権などについて、第5章に詳細な規定がある。

(3) 旅行市場の健全化と秩序維持

近年中国では、ツアー料金無料として参加者を募集し、実際には買物や有料のオプションツアーへの参加を強要する詐欺まがいのツアーが横行し、社会問題となっている⁽⁷⁾。旅行法は

〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200902/20090200269033.shtml>〉

(6) 「导游人员管理条例」（1999年5月14日国务院令 第263号公布、同年10月1日施行）国务院法制办公室
〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199905/19990500269021.shtml>〉

(7) 「（关注旅游法）扬汤止沸不如釜底抽薪—聚焦中国旅游业顽疾“零负团费”」国家旅游局信息中心 2013年4月24日 〈<http://www.cnta.gov.cn/html/2013-4/2013-4-24-8-37-08329.html>〉

第35条でそれを明確に禁止した。そのほか、第4章では、旅行会社、旅行ガイド等の資格認定基準、チップの受取り禁止をはじめとする規制事項等について定めている。

観光地については、景観保護と開発利用の均衡ある発展を原則とし、観光客の過度の集中を避けるための規制の実施、入場料金の抑制と無料化の推進、料金を値上げする場合は6か月前にそれを公表することなどを義務付けている。

(4) 行政による監督の強化

旅行は交通、飲食、宿泊、観光、娯楽、買物などさまざまな消費行動で構成され、数多くの産業が関係している。中国ではその所管官庁が20以上に及び、連携不足のため監督や規制が十分に行われてこなかった。第3章では、国、地方それぞれの行政の役割を強化し、国がその総合調整機能を十分に発揮して、基盤整備、サービス拡充、関連産業の健全な発展等を計画的に推進することを明確に定めている。また、旅行者に対してかなり厳しい罰則規定が設けられ、旅行者の苦情通報窓口の一元化と処理の徹底も

義務付けられた。

おわりに

2013年2月、中国政府は「国民旅行レジャー綱要（2013-2020年）」⁽⁸⁾を策定し、全国に通知した。旅行関連産業の発展のための基盤整備を加速すること、有給休暇制度を整備し勤労者の旅行・レジャー消費を大幅に拡大させることなどが盛り込まれ、内需主導型経済への転換を図るため観光旅行やレジャーの振興を重視する方針が打ち出されている。旅行法の制定はそれと軌を一にしたものであり、重要な法的基盤整備の1つであると考えられる。

参考文献

- ・「旅游法立法专题（2012年8月-2013年4月）」中国人大网
〈http://www.npc.gov.cn/huiyi/lfzt/lyflfzt/node_19134.htm〉

（おかむら しご）

(8) 「国务院办公厅关于印发国民旅游休闲纲要（2013-2020年）的通知」国务院办公厅 2013年2月2日
〈<http://www.cnta.gov.cn/html/2013-2/2013-2-18-10-1-74461.html>〉

中華人民共和国旅行法

中华人民共和国旅游法

(2013年4月25日中華人民共和国主席令第3号公布、2013年10月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

第1章 総則

第2章 旅行者

第3章 旅行事業計画及び促進

第4章 旅行業経営

第5章 旅行サービス契約

第6章 旅行の安全

第7章 旅行の監督管理

第8章 旅行紛争処理

第9章 法的責任

第10章 附則

行に係る公共サービスを整備し、法に基づき旅行者の旅行活動中の権利を保護するものとする。

第4条 旅行業の発展は、社会利益、経済利益及び環境利益の一致という原則に従わなければならない。国は、各種の市場主体が観光資源に対し有効な保護を実施することを前提に、法に基づきそれを合理的に利用することを奨励する。公共資源を利用して建設される遊覧場所は、公益性を有するものとしなければならない。

第1章 総則

第1条 旅行者及び旅行業経営者の合法的な権利利益を保障し、旅行市場の秩序を規範化し、観光資源を保護し又は合理的に利用し、旅行業の健全な発展の持続を促すため、この法律を制定する。

第2条 中華人民共和国内及び同国内から国外への遊覧、休暇、レジャー等の形式の旅行活動、及び旅行活動のために関係サービスを提供する経営活動にこの法律を適用する。

第3条 国は、旅行に係る事業を發展させ、旅

第5条 国は、健全、文化的かつ環境保護重視の旅行方式を提案し、各種社会団体が行う旅行に係る公益宣伝活動を支持及び奨励し、旅行業の發展促進のために著しい貢献のあった団体及び個人に対し報奨を行う。

第6条 国は、旅行サービス基準及び市場規則を整備し、業種独占及び地域独占を禁止する。旅行業経営者は誠実に経営し、公平に競争し、社会的責任を担い、旅行者に安全、健全、衛生的かつ便利な旅行サービスを提供しなければならない。

第7条 国務院は、旅行に係る総合調整の枠

* 訳出に用いた原文は、中国国務院法制弁公室ウェブサイト〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgf/201304/20130400386421.shtml>〉掲載のものによった。インターネット情報は2013年8月1日現在である。なお、訳出にあたり、次に掲げる「旅行社条例」の日本語訳資料を参照した。「旅行会社条例」『中国経済六法』2012年版 日本国際貿易促進協会、2012、pp.2715-2724。；「旅行社条例」『現行中華人民共和国六法』3巻 ぎょうせい、(加除式)。

組を整備し、旅行業の発展のため総合調整を行う。

県級以上の地方人民政府は、旅行事業の企画及び指導を強化し、関係部門又は機関を明確化し、当該行政区域の旅行業の発展及び監督管理を一元的に調整しなければならない。

第8条 法に基づき設立された旅行業界組織は、自律的な管理を行う。

第2章 旅行者

第9条 旅行者は、旅行に係る製品⁽¹⁾及びサービスを自主的に選択する権利を有し、旅行業経営者による強制的な取引行為を拒絶する権利を有する。

旅行者は、その購入する旅行に係る製品及びサービスの状況を正しく知る権利を有する。

旅行者は、約定に基づき製品及びサービスを提供するよう旅行業経営者に求める権利を有する。

第10条 旅行者の人格の尊厳、民族の風俗習慣及び宗教の信仰は尊重されなければならない。

第11条 障害者、高齢者、未成年者等の旅行者は、旅行活動において法律、法規その他の規定に基づき便宜及び優待を受ける。

第12条 旅行者は、身体及び財産の安全が危険にさらされたとき、救助及び保護を求める権利を有する。

旅行者は、身体及び財産が侵害されたとき、法に基づき賠償を受ける権利を有する。

第13条 旅行者は、旅行活動において社会秩序及び公共道徳を守り、現地の風俗習慣、伝統文化及び宗教の信仰を尊重し、観光資源を愛護し、生態環境を保護し、旅行文明行為規範⁽²⁾を遵守しなければならない。

第14条 旅行者は、旅行活動又は旅行に関する紛争の解決において、現地住民の合法的な権利利益を損ない、他人の旅行活動を妨害し、旅行業経営者及び旅行業従事者の合法的な権利利益を損なってはならない。

第15条 旅行者が旅行に係るサービスを購入し又は受けるときは、旅行活動に関係する本人の健康情報を旅行業経営者に正しく告知し、旅行活動中の安全警告規定を遵守しなければならない。

旅行者は、国の重大突発事件対応による旅行活動の一時制限措置及び関係部門・機関又は旅行業経営者による安全防備及び緊急対応措置に対し協力しなければならない。

旅行者が安全警告規定に違反し、又は国の重大突発事件対応による旅行活動の一時制限措置、安全防備及び緊急対応措置に協力しなかったときは、法に基づき相応の責任を負うものとする。

第16条 出国旅行者は、国外で不法滞在をしてはならず、団体による出国旅行者は無断で団を分かち、又は離脱してはならない。

入国旅行者は、国内で不法滞在をしてはならず、団体による入国旅行者は無断で団を分かち、又は離脱してはならない。

(1) 原文は「产品」。旅行者に提供することを目的として生産又は開発された商品その他の生産物。原文に「商品」（日本語の商品に相当）という語も用いられているため、「产品」は製品と訳した。

(2) 原文は「旅游文明行为规范」。「中国公民国内旅游文明行为公约」「中国公民出国（境）旅游文明行为指南」など、旅行マナーの向上を目的として国が定めた標語を指す。

第3章 旅行事業計画及び促進

第17条 国務院及び県級以上の地方人民政府は、旅行業の発展を国民経済社会発展計画⁽³⁾の中に組み入れなければならない。

国務院、省・自治区・直轄市人民政府及び観光資源の豊富な区設市⁽⁴⁾及び県級人民政府は、国民経済社会発展計画の要求事項に基づき、旅行発展計画を策定しなければならない。行政区域を越えかつ一体的利用が適切な観光資源の利用については、統一の旅行発展計画を上級人民政府又は関係地方人民政府の協議により策定しなければならない。

第18条 旅行発展計画は、旅行業発展の全体的要求事項及び発展目標、観光資源の保護・利用に係る要求事項及びそのための措置のほか、旅行に係る製品開発、旅行サービスの品質向上、旅行文化の振興、旅行イメージ広報、旅行の基盤設備及び公共サービス施設の建設の要求事項及び推進措置等の内容を含まなければならない。

旅行発展計画に基づき、県級以上の地方人民政府は、重点観光資源の開発利用に係る個別計画を策定し、特定区域内の旅行に係るプログラム⁽⁵⁾、施設及びサービス機能について個別の要求事項を追加することができる。

第19条 旅行発展計画は、土地利用全体計画、都市計画、環境保護計画その他自然資源及び文化財等の文化資源の保護及び利用計画と相互に連携させなければならない。

第20条 各級人民政府は、土地利用全体計画及び都市計画の策定において、関係する旅行プログラム、施設の配置及び建設用地に係る要求事項を十分に考慮しなければならない。交通、通信、給水、給電、環境保護等の基盤設備及び公共サービス施設を計画し及び建設するときは、旅行業発展に関する需要にも配慮しなければならない。

第21条 自然資源及び文化財等の文化資源を観光に利用するときは、関係する法律及び法規の規定を厳格に守り、資源・生態保護及び文化財安全に係る要求事項に合致させ、現地の伝統文化及び習俗を尊重し及び保護し、資源の地域的なまとまり、文化的な代表性及び地域的な特殊性を維持・保護し、かつ、軍事施設保護の必要を考慮しなければならない。関係主管部門は、資源保護及び観光利用の状況の監督検査を強化しなければならない。

第22条 各級人民政府は、当該級政府が策定した旅行発展計画執行状況の評価を実施し、公表しなければならない。

第23条 国務院及び県級以上の地方人民政府は、旅行業の健全な発展の持続に有益な産業政策を策定し及び実施し、旅行・レジャーの体系的な整備を推進し、地域協力を推進する措置を講じ、区域を越える旅行経路及び製品開発を奨励し、旅行と工業、農業、商業、文化、衛生、スポーツ、教育研究等の領域の融合を促進し、少数民族地域、旧革命根拠地⁽⁶⁾、辺境地域及び貧困地域の旅行業発展を支援しな

(3) 原文は「国民经济和社会发展规划」。国又は地方における経済・社会の中期的な発展計画や戦略的目標を取りまとめた重要な政策文書。

(4) 原文は「设区的市」。中国の行政区分の一つで、区が設置されている市をいう。

(5) 原文は「项目」。

(6) 原文は「革命老区」。1920年代から1940年代にかけて中国共産党が革命の拠点を建設した地域をいう。

なければならない。

第24条 国務院及び県級以上の地方人民政府は、実情に基づき資金を調達し、旅行に係る基盤設備建設、公共サービス及びイメージ広報を強化しなければならない。

第25条 国は、旅行イメージ広報戦略を策定し及び実施する。国務院の旅行主管部門は、国の旅行イメージの対外広報事業を一元的に実施し、旅行イメージ広報機関及びネットワークを設立し、旅行に係る国際協力・交流を展開する。

県級以上の地方人民政府は、当該地の旅行イメージ広報事業を一元的に実施する。

第26条 国務院の旅行主管部門及び県級以上の地方人民政府は、必要に基づき公共の旅行情報案内に関するシステム基盤を構築し、無償で旅行者に観光地、旅行経路、交通、気象、宿泊、安全、救急医療等の必要な情報案内サービスを提供しなければならない。区設市及び県級人民政府の関係部門は、必要に基づき、交通の要所、ショッピングセンター及び旅行者の集まる場所に旅行案内センターを設置し、観光地及び主要観光地に通じる道路に旅行案内標識を設置しなければならない。

観光資源の豊富な区設市及び県級人民政府は、当該地の実情に基づき旅行者輸送の専用路線又は旅行者中継駅を設置し、当該地及びその周辺の旅行者にサービスを提供することができる。

第27条 国は、旅行業従事者の素質向上のため、旅行に係る職業教育及び訓練の発展を奨励し及び支持する。

第4章 旅行業経営

第28条 旅行会社を設立し、旅行者を誘致し、組織し及び接待し、当該旅行者に旅行サービスを提供する者は、次の各号に掲げる条件を満たし、旅行主管部門の許可を得、及び法に基づき工商登記を行わなければならない。

- (1) 固定の経営場所を有すること。
- (2) 必要な営業施設を有すること。
- (3) 規定に合致する登録資本を有すること。
- (4) 必要な経営管理人員及び旅行ガイドを有すること。
- (5) 法律及び行政法規⁽⁷⁾の定めるその他の条件

第29条 旅行会社は、次の各号に掲げる業務を取り扱うことができる。

- (1) 国内旅行
- (2) 出国旅行
- (3) 辺境旅行
- (4) 入国旅行
- (5) その他の旅行業務

旅行会社が前項第2号及び第3号の業務を取り扱うときは、相応の業務経営許可を得なければならない。具体的な条件は、国務院が定める。

第30条 旅行会社は、旅行会社業務経営許可証を貸借し、又はその他の方法で旅行会社業務経営許可を不法に譲渡してはならない。

第31条 旅行会社は、規定に基づき旅行サービス品質保証金を納付し、旅行者の権利利益に係る損害賠償費用及び旅行者の安全に係る緊急救助費用の立替に用いなければならない。

(7) 原文は「行政法規」。憲法及び法律に基づいて制定され、法律の規定を執行するための細則などを定めるもの。

第 32 条 旅行会社が旅行者の誘致、組織のために発表する情報は、真実かつ正確でなければならない。虚偽の宣伝により旅行者を誤って誘導してはならない。

第 33 条 旅行会社及びその従業員が旅行者を組織し、及び接待するときは、我が国の法律、法規及び社会道徳に違反するプログラム又は活動に係る見学又は参加を手配してはならない。

第 34 条 旅行会社が旅行活動を組織するときは、合格した仕入先から製品及びサービスを購入しなければならない。

第 35 条 旅行会社は、不合理な低価格で旅行活動を組織し旅行者を騙してはならず、かつ、買物又は別途費用を支払う観光オプションの手配により割戻し等不当な利益を得てはならない。

旅行会社が旅行者を組織、接待するときは、具体的な買物の場所を指定してはならず、別途費用を支払う観光オプションを手配してはならない。ただし、双方が協議で一致し又は旅行者が要求し、かつ、その他の旅行者の旅程に影響を及ぼさないものを除く。

前 2 項の規定に違反する事態が生じた場合には、旅行者は、旅程の終了後 30 日以内に旅行会社に対し商品の返却並びに払戻金の立替又は別途支払った観光オプションの費用の返却を求める権利を有する。

第 36 条 旅行会社が出国団体旅行を組織し、又は入国団体旅行を組織し及び接待するときは、関係規定に基づき引率者又は旅行ガイドを手配して全旅程に同行させなければならない。

第 37 条 旅行ガイド資格試験に合格し、旅行会社と労働契約を締結し又は関係する旅行業界組織に登録した者は、旅行ガイド証の取得を申請することができる。

第 38 条 旅行会社は、採用した旅行ガイドと法に基づき労働契約を締結し、労働報酬を支払い、社会保険費用を納付しなければならない。

旅行会社が臨時に旅行ガイドを採用して旅行者にサービスを提供するときは、この法律の第 60 条第 3 項に定める旅行ガイドサービス費用の全額を旅行ガイドに支払わなければならない。

旅行会社が旅行ガイドを手配して団体旅行にサービスを提供するときは、いかなる費用の立替又は支払も旅行ガイドに要求してはならない。

第 39 条 旅行ガイド証を取得し、相応の学歴、語学力及び旅行業務の経歴を有し、かつ、旅行会社と労働契約を締結する者は、引率者証の取得を申請することができる。

第 40 条 旅行ガイド及び引率者が旅行者にサービスを提供するときは、旅行会社の委託を受けなければならない。旅行ガイド及び引率業務を無断で請け負ってはならない。

第 41 条 旅行ガイド及び引率者が業務に従事するときは、旅行ガイド証及び引率者証を携帯し、職業道徳を遵守し、旅行者の風俗習慣及び宗教の信仰を尊重しなければならない。旅行者に対し旅行文明行為規範を告知し及び説明し、旅行者に健全でマナーの良い旅行をさせ、旅行者の社会道徳に違反する行為を阻止しなければならない。

旅行ガイド及び引率者は、決められた旅程

を厳格に実行しなければならず、無断で旅程を変更し又はサービス活動を中止してはならず、旅行者からチップを受け取ってはならず、勧誘、詐欺、強迫又は手口を変えて旅行者に買物をさせ又は別途費用を支払う観光オプシオンへ参加させてはならない。

第42条 観光地の開放⁽⁸⁾は、次の各号に掲げる条件を満たした上で、旅行主管部門の意見を聴取しなければならない。

- (1) 必要な旅行付随サービス及び補助施設を有すること。
- (2) 必要な安全設備及び制度を有し、危険度評価において安全条件を満たしていること。
- (3) 必要な環境保護設備及び生態保護措置を有すること。
- (4) 法律及び行政法規の定めるその他の条件

第43条 公共資源を利用して建設した観光地の入場券及び観光地内の遊覧場所、交通手段等の個別の有料項目は、政府決定価格又は政府指導価格を定め、価格上昇を厳しく抑制する。有料化又は値上げを考える場合は、公聴会を開催し、旅行者、経営者及び関係方面に意見を求め、その必要性及び実現可能性を論証しなければならない。

公共資源を利用して建設した観光地は、個別の有料項目の増加等による形を変えた値上げを行ってはならない。個別の有料項目により投資コストが回収されたときは、相応の値下げ又は無料化を行わなければならない。

公益性のある都市公園、博物館、記念館等は、重点文物保護機関及び貴重文物収蔵機関を除き、段階的に無料開放しなければならない。

第44条 観光地は、目立つ位置に入場料金、個別の有料項目の料金及び団体料金を掲示しなければならない。観光地が入場料金を値上げするときは、6か月前に公表しなければならない。

異なる観光地の入場券又は同一観光地内の異なる遊覧場所の入場券を一括販売するときは、一括した入場券の価格が各単券の価格の合計を上回ってはならず、かつ、旅行者は単券の購入を選ぶ権利を有する。

観光地内の中心的な遊覧項目が故あって旅行者への開放又はサービス提供を一時停止するときは、それを公示しかつ相応の料金を減額しなければならない。

第45条 観光地において旅行者を接待するときは、観光地主管部門が査定した最大収容可能人数を超過してはならない。観光地は、観光地主管部門が査定した最大収容可能人数を公表し、旅行者数の規制計画を策定し及び実施しなければならない。また、入場券予約等の方法により観光地が接待する旅行者の数量規制を行うことができる。

旅行者数が最大収容可能人数に達する可能性があるとき、観光地は事前に公告すると同時に現地人民政府に報告し、観光地及び現地人民政府は速やかに旅行者数の削減、分散等の措置を講じなければならない。

第46条 農村部の町及び農村の住民が自己所有の住宅その他を利用して法に基づき旅行業経営に従事するときは、その管理方法は、省・自治区・直轄市が定める。

第47条 空中、高速、水上、潜水、探検等危険度の高い旅行プログラムを取り扱うとき

(8) 原文は「开放」。一般旅行者の立入りを認めること。

は、国の関係規定に基づき取扱許可を得なければならない。

第48条 インターネットを通じて旅行会社の業務経営を行うときは、法に基づき旅行会社業務経営許可を得なければならない。また、当該ウェブサイトのトップページの目立つ位置に当該業務経営許可証の情報を明示しなければならない。

旅行業経営情報を発信するウェブサイトは、その情報が真実かつ正確であることを保証しなければならない。

第49条 旅行者に交通、宿泊、飲食、娯楽等のサービスを提供する経営者は、法律及び法規の定める要求事項に合致し、並びに契約の約定に基づき義務を履行しなければならない。

第50条 旅行業経営者は、その提供する商品及びサービスが身体及び財産の安全を保障するための要求事項に合致していることを保証しなければならない。

旅行業経営者が関係品質基準の等級を取得しているときは、当該施設及びサービスは相応の基準を下回ってはならない。品質基準の等級を取得していないときは、関係する品質等級の呼称及び標識を使用してはならない。

第51条 旅行業経営者が商品又はサービスを販売し及び購入するときは、賄賂を贈り又は受けてはならない。

第52条 旅行業経営者がその経営活動の中で知り得た旅行者の個人情報、秘密にしなければならない。

第53条 旅行者の道路運送に従事する経営者

は、道路旅客運送安全管理の諸制度を遵守し、かつ、車両の目立つ位置に旅行者専用運送の標識を明示し、車内の目立つ位置に経営者及び運転手の情報、道路運輸管理機関の監督電話番号等の事項を掲示しなければならない。

第54条 観光地及び宿泊施設の経営者が、その経営項目又は経営場所の一部において宿泊、飲食、買物、遊覧、娯楽、旅行交通等の経営を他人に任せるときは、実際の経営者の経営行為が旅行者に与えた損害に対し連帯責任を負わなければならない。

第55条 旅行業経営者が出入国旅行を組織し又は接待し、旅行者が違法活動に従事し又はこの法律の第16条の規定に違反しているのを発見したときは、速やかに公安機関、旅行主管部門又は我が国の外国駐在機関に報告しなければならない。

第56条 国は、旅行活動の危険度に基づき、旅行会社、宿泊施設、旅行交通及びこの法律の第47条に定める危険度の高い旅行プログラム等の経営者に対し責任保険制度を実施する。

第5章 旅行サービス契約

第57条 旅行会社が旅行活動を組織し及び手配するときは、旅行者と契約を締結しなければならない。

第58条 包括旅行契約は、次の各号に掲げる内容を記載した書面によらなければならない。

- (1) 旅行会社、旅行者の基本情報
- (2) 旅程手配
- (3) 旅行団体成立の最低人数

- (4) 交通、宿泊、飲食等旅行サービスの手配及びその基準
- (5) 遊覧、娯楽等の項目の具体的内容及び時間
- (6) 自由活動時間の設定状況
- (7) 旅行費用及びその支払の期限及び方法
- (8) 違約責任及び紛争解決の方法
- (9) 法律、法規の規定及び当事者双方が取り決めるその他の事項

包括旅行契約を締結するときは、旅行会社は、旅行者に対し前項第2号から第8号までに掲げる内容を詳しく説明しなければならない。

第59条 旅行会社は、旅程開始前に旅行者に旅程表を提供しなければならない。旅程表は、包括旅行契約の構成部分とする。

第60条 旅行会社が包括旅行製品の代理販売並びに旅行者との包括旅行契約の締結を他の旅行会社に委託するときは、包括旅行契約書に委託会社及び代理会社の基本情報を明記しなければならない。

旅行会社がこの法律の規定に基づき包括旅行契約の中の接待業務の履行を現地引受会社に委託するときは、包括旅行契約書に現地引受会社の基本情報を明記しなければならない。

旅行ガイドを手配して旅行者にサービスを提供するときは、包括旅行契約書に旅行ガイドに係るサービス費用を明記しなければならない。

第61条 旅行会社は、団体旅行に参加する旅行者に対し、規定に基づき旅行傷害保険に加入するよう注意喚起をしなければならない。

第62条 包括旅行契約を締結するときは、旅

行会社は、旅行者に対し次の各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- (1) 旅行活動への参加がふさわしくない旅行者の状態
- (2) 旅行活動中の安全注意事項
- (3) 旅行会社の責任が法に基づき減免される場合についての情報
- (4) 旅行者が注意しなければならない旅行目的地の関係法律・法規及び風俗習慣、宗教上の禁忌、並びに中国の法律に基づき参加すべきでない活動等
- (5) 法律及び法規の定めるその他の告知事項
包括旅行契約の履行中、前項に定める事項が発生したときにも、旅行会社は、旅行者に対しそれを告知しなければならない。

第63条 旅行会社が旅行者を団体旅行に誘致し、約定人数に達しないため出発できないときは、団体を組織した会社は、契約を解除することができる。ただし、国内旅行にあっては少なくとも7日前までに、出国旅行にあっては少なくとも30日前までに旅行者に通知しなければならない。

約定人数に達しないため出発できないときは、団体を組織した会社は、旅行者の書面による同意を得た上で他の旅行会社に契約の履行を委託することができる。団体を組織した会社は、旅行者に対し責任を負い、受託した旅行会社は、団体を組織した会社に対し責任を負う。旅行者がこれに同意しないときは、契約を解除することができる。

約定の団体成立人数に達しないため契約を解除するときは、団体を組織した会社は、旅行者に対し受け取った費用全額を返還しなければならない。

第64条 旅程の開始前に、旅行者は、包括旅行契約中の本人の権利義務を第三者に譲渡す

ることができ、旅行会社は、正当な理由なくこれを拒絶することはできず、それにより増加した費用は旅行者と第三者が負担する。

第 65 条 旅程の終了前に旅行者が当該契約を解除するときは、団体を組織した会社は、必要な費用を差し引いた後、残金を旅行者に返還しなければならない。

第 66 条 旅行者が次の各号に掲げる状況のいずれかであるとき、旅行会社は当該契約を解除することができる。

- (1) 伝染病等の疾病にかかり、他の旅行者の健康と安全に危害を及ぼす可能性があるとき。
- (2) 公共の安全に危害を及ぼす物品を携帯し、かつ、関係部門に渡して処理することに同意しないとき。
- (3) 違法な又は社会道徳に違反する活動に従事するとき。
- (4) 他の旅行者の権利利益に深刻な影響を与える活動に従事し、かつ、中止勧告を聞かずに制止不能であるとき。
- (5) 法律の定めるその他の状況

前項に定める状況により契約を解除するときは、団体を組織した会社は、必要な費用を差し引いた後、残金を旅行者に返還しなければならない。旅行会社に損害を与えたときは、旅行者は、法に基づき賠償責任を負わなければならない。

第 67 条 不可抗力又は旅行会社若しくは履行補助者が合理的な注意義務を尽くしても回避不能な事件により旅程に影響があったときは、次の各号に掲げるとおり処理する。

- (1) 契約が継続不能であるときは、旅行会社と旅行者はいずれも契約を解除することができる。契約が完全には履行できないとき

は、旅行会社は、旅行者に説明した上で合理的な範囲内で契約を変更することができる。旅行者が変更に同意しないときは、契約を解除することができる。

- (2) 契約が解除されたときは、団体を組織した会社は、既に現地引受会社又は履行補助者に支払った費用で払戻しが不可能なものを差し引いた後、残金を旅行者に返還しなければならない。契約が変更されたときは、それにより増加した費用は旅行者が負担し、減少した費用は旅行者に返還する。
- (3) 旅行者の身体及び財産の安全に危害が及ぶときは、旅行会社は、相応の安全措置を講じなければならない。そのために支出する費用は、旅行会社と旅行者が分担する。
- (4) 旅行者の滞在延長が発生したときは、旅行会社は、相応の滞在手配を行わなければならない。そのために増加した飲食・宿泊費は、旅行者が負担する。増加した復路費用は、旅行会社と旅行者が分担する。

第 68 条 旅程中に契約を解除するときは、旅行会社は、旅行者が出発地又はその指定する合理的な地点に戻ることをできるようこれを助けなければならない。旅行会社又はその履行補助者が原因となり契約解除に至ったときは、復路費用は、旅行会社が負担する。

第 69 条 旅行会社は、包括旅行契約の約定に基づき義務を履行し、旅程手配を無断で変更してはならない。

旅行者の同意を経て、旅行会社が包括旅行契約中の接待業務の履行をその他相応の資質を有する現地引受会社に委託するときは、現地引受会社と書面により委託契約を締結し、双方の権利及び義務を取決め、現地引受会社に旅行者と締結した包括旅行契約の副本を提供し、かつ、現地引受会社に接待及びサービ

スの原価を下回らない費用を支払わなければならない。現地引受会社は、包括旅行契約及び委託契約に基づきサービスを提供しなければならない。

第70条 旅行会社が包括旅行契約上の義務を履行しないとき又はその履行する契約上の義務が約定と合致しないときは、法に基づき履行の継続、救済措置の実施又は損害賠償等の違約責任を負わなければならない。旅行者に身体の損害及び財産の損失をもたらしたときは、法に基づき賠償責任を負わなければならない。旅行会社が履行の条件を満たし、かつ、旅行者の要求があるにもかかわらず契約履行を拒絶し、旅行者に身体損害、滞在延長等の深刻な結果をもたらしたときは、旅行者は、旅行会社に対し旅行費用の同額以上3倍以下の賠償金の支払いを要求することができる。

旅行者自身の原因により包括旅行契約が履行不能又は約定どおりの履行ができなくなり、又は旅行者に身体の損害及び財産の損失をもたらされたときは、旅行会社は、責任を負わない。

旅行者の自由行動時間中、旅行会社が安全警告及び救助義務を尽くさなかったときは、旅行者の身体の損害及び財産の損失に対し相応の責任を負わなければならない。

第71条 現地引受会社又は履行補助者が原因となり違約に至ったときは、当該団体を組織した会社が責任を負う。団体を組織した会社は責任を負った後、現地引受会社又は履行補助者に求償することができる。

現地引受会社又は履行補助者が原因となり旅行者に身体の損害及び財産の損失をもたらされたときは、旅行者は、現地引受会社又は履行補助者に賠償責任を求めることができ、団体を組織した会社に賠償責任を求めると

もできる。団体を組織した会社は責任を負った後、現地引受会社又は履行補助者に求償することができる。ただし、公共交通機関が原因となり旅行者の身体の損害及び財産の損失をもたらされたときは、公共交通機関が法に基づき賠償責任を負い、旅行会社は、旅行者が公共交通機関に対し損害賠償を請求することができるようこれを助けなければならない。

第72条 旅行者が旅行活動中又は当事者間の紛争の解決時に旅行会社、履行補助者、旅行業従事者又はその他の旅行者の合法的な権利利益を損なったときは、法に基づき賠償責任を負う。

第73条 旅行会社が旅行者の具体的な要求に基づき旅程を手配し、旅行者と包括旅行契約を締結した場合、旅行者が旅程手配の変更を求めたときは、それにより増加する費用は旅行者が負担し、減少する費用は旅行者に返還する。

第74条 旅行会社が旅行者の委託を受けて交通、宿泊、飲食、遊覧、娯楽等の旅行サービスを代行予約し、代行費用を徴収するときは、当該会社が委託事務を行わなければならない。旅行会社の過失により旅行者に損害をもたらしたときは、旅行会社は、賠償責任を負わなければならない。

旅行会社が旅行者の委託を受け、そのために旅程作成、旅行情報案内等のサービスを提供するときは、合理的で実行可能な日程及び最新で正確な情報を保証しなければならない。

第75条 宿泊施設経営者は、旅行サービス契約の約定に基づき団体旅行者に宿泊サービス

を提供しなければならない。宿泊施設経営者が旅行サービス契約に基づいたサービスを提供することができないときは、旅行者に元の基準を下回らない宿泊サービスを提供し、それにより増加する費用は、宿泊施設経営者が負担しなければならない。ただし、不可抗力又は政府が公共の利益のために講じた措置によりサービスが提供できなくなったときは、宿泊施設経営者は、旅行者の宿泊手配を助けなければならない。

第6章 旅行の安全

第76条 県級以上の人民政府は、旅行安全業務に統一して責任を負う。県級以上の人民政府の関係部門は、法律及び法規に基づき旅行の安全の監督管理の職責を履行する。

第77条 国は、旅行目的地危険度注意喚起制度を整備する。旅行目的地危険度注意喚起の級別区分及び実施手順は、国务院の旅行主管部門が関係部門と共同で定める。

県級以上の人民政府及びその関係部門は、旅行の安全を突発事件の監視及び評価の重要な内容としなければならない。

第78条 県級以上の人民政府は、法に基づき旅行緊急対応管理を政府緊急対応管理体系に組み入れ、緊急対応マニュアルを制定し、旅行突発事件の緊急対応の枠組を確立しなければならない。

突発事件発生後、現地人民政府及びその関係部門・機関は救援のための措置を講じ、かつ、旅行者が出発地又はその指定する合理的な地点に戻ることができるようこれを助けなければならない。

第79条 旅行業経営者は、安全生産管理及び

消防安全管理に係る法律及び法規並びに国家基準及び業界基準を厳格に実行し、相応の安全生産条件を満たし、旅行者安全保護制度及び緊急対応マニュアルを制定しなければならない。

旅行業経営者は、旅行者に直接サービスを提供する従業員に対し日常的に緊急救助技能訓練を実施し、提供する製品及びサービスに対し安全検査、監視及び評価を実施し、危害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

旅行業経営者が高齢者、未成年者、障害者等の旅行者を組織し及び接待するときは、相応の安全保障措置を講じなければならない。

第80条 旅行業経営者は、旅行活動における次の各号に掲げる事項について、明示的な方法で事前に旅行者に説明又は警告を行わなければならない。

- (1) 関係施設・設備の正しい使用方法
- (2) 必要な安全防備及び緊急対応措置
- (3) 旅行者に開放されていない経営・サービスの場所及び施設・設備
- (4) 関係する活動に参加することが適切でない集団
- (5) 旅行者の身体及び財産の安全に危害を及ぼしうるその他の状況

第81条 突発事件又は旅行安全事故の発生後、旅行業経営者は、直ちに必要な救助及び処置を行い、法に基づき報告義務を履行し、かつ、旅行者に対し適切な対応を行わなければならない。

第82条 旅行者は身体及び財産の安全が危険に遭ったとき、旅行業経営者、現地政府及び関係機関に速やかに救助するよう求める権利を有する。

中国人の出国旅行者は、国外で苦境に陥ったとき、我が国の現地駐在機関に対しその職責の範囲内で援助と保護を与えるよう求める権利を有する。

旅行者は、関係組織又は関係機関に救助された後、個人が負担すべき費用を支払わなければならない。

第7章 旅行の監督管理

第83条 県級以上の人民政府の旅行主管部門及び関係部門は、この法律及び関係法律・法規の規定に基づき、各職責の範囲内で旅行市場に対し監督管理を実施する。

県級以上の人民政府は、旅行主管部門、関係主管部門と工商行政管理、製品品質監督、交通等の法執行部門を組織し、関係する旅行経営行為に対し監督検査を実施しなければならない。

第84条 旅行主管部門が監督管理の職責を履行するときは、法律及び行政法規の規定に違反して監督管理対象から費用を徴収してはならない。

旅行主管部門及びその職員は、いかなる形式の旅行経営活動にも参画してはならない。

第85条 県級以上の人民政府の旅行主管部門は、次の各号に掲げる事項について監督検査を実施する権限を有する。

- (1) 旅行会社業務及び旅行ガイド、引率サービスにおける経営、就業許可取得の有無
- (2) 旅行会社の経営行為
- (3) 旅行ガイド及び引率者等の旅行業従事者のサービス行為
- (4) 法律及び法規の定めるその他の事項

旅行主管部門が前項の規定に基づき監督検査を実施するときは、違法の疑いのある契約、

領収書、帳簿その他の資料について調査及び複製を行うことができる。

第86条 旅行主管部門及び関係部門が法に基づき監督検査を実施するときは、その監督検査員は、2名を下回ってはならず、かつ、合法的な証明書を提示しなければならない。監督検査員が2名を下回り又は合法的な証明書を提示しないときは、検査を受ける組織及び個人は、これを拒絶する権利を有する。

監督検査員が監督検査中に知り得た検査対象組織の営業秘密及び個人情報、法に基づき秘密にしなければならない。

第87条 法に基づき実施する監督検査に対し、関係組織及び個人は協力し、状況を正しく説明しかつ文書、資料を提供しなければならない。拒絶、阻止及び隠蔽をしてはならない。

第88条 県級以上の人民政府の旅行主管部門及び関係部門は、監督検査の職責履行中又は告発、苦情の処理に際してこの法律の規定に違反する行為を発見したとき、法に基づき速やかに処理を行わなければならない。当該部門の職責範囲に属さない事項については、速やかに関係部門に書面で通知し事件を移管しなければならない。

第89条 県級以上の人民政府は、旅行違法行為取締情報の共有体制を構築し、部門、地域を越える合同取締が必要な違法行為に対する監督を行わなければならない。

旅行主管部門及び関係部門は、各職責に基づき速やかに監督検査状況を公表しなければならない。

第90条 法に基づき設立された旅行業界組織は、法律、行政法規及び定款の規定に基づき

業界経営規範及びサービス基準を制定し、その会員の経営行為及びサービスの品質に対し自律的な管理を行い、職業道德教育及び業務訓練を企画実施し、従業者の素質を向上させなければならない。

第8章 旅行紛争処理

第91条 県級以上の人民政府は、一元的な旅行苦情受理機関を指定し又は設立しなければならない。当該受理機関が苦情を受理したときは、速やかに処理し又は関係部門に処理を移管し、かつ、苦情通報者に告知しなければならない。

第92条 旅行者と旅行業経営者との間の紛争は、次の各号に掲げる方法により解決することができる。

- (1) 双方の協議
- (2) 消費者協会、旅行苦情受理機関又は関係調停機関に調停を申請すること。
- (3) 旅行業経営者と交わした仲裁合意に基づき仲裁機関に仲裁を申請すること。
- (4) 人民法院に提訴すること。

第93条 消費者協会、旅行苦情受理機関及び関係調停機関は、紛争当事者双方が自ら希望している場合に限り、法に基づき旅行者と旅行業経営者との間の紛争を調停することができる。

第94条 旅行者と旅行業経営者との間に紛争が発生し、旅行者側の人数が多くかつ共通の請求があるときは、代表者を選出して協議、調停、仲裁又は訴訟に参加させることができる。

第9章 法的責任

第95条 この法律の規定に違反し、許可を得ないで旅行会社業務の経営を行うものは、旅行主管部門又は工商行政管理部門が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて1万元以上10万元以下の罰金に処する。違法所得が10万元以上であるときは、併せて違法所得の同額以上5倍以下の罰金に処する。関係する責任者は2千元以上2万元以下の罰金に処する。

旅行会社がこの法律の規定に違反し、許可を得ないでこの法律の第29条第1項第2号若しくは第3号の業務の経営を行い、又は旅行会社業務経営許可証を貸借する等の方法で旅行会社業務経営許可を不法に譲渡したときは、前項に規定する処罰によるほか、併せて営業停止を命ずるものとする。情状が重いときは、旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者は、2千元以上2万元以下の罰金に処する。

第96条 旅行会社がこの法律の規定に違反して次の各号に掲げる行為のいずれかを行ったときは、旅行主管部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、併せて5千元以上5万元以下の罰金に処する。情状が重いときは、営業停止を命じ又は旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者は2千元以上2万元以下の罰金に処する。

- (1) 規定に基づかないで出国又は入国する団体旅行に引率者又は旅行ガイドを全行程同行させたとき。
- (2) 旅行ガイド証又は引率者証を取得していない者にガイド又は引率サービスを提供させたとき。
- (3) 臨時採用の旅行ガイドにガイドサービス費用を支払わないとき。

- (4) 旅行ガイドに費用の立替を要求し又は旅行ガイドから費用を徴収したとき。

第 97 条 旅行会社がこの法律の規定に違反して次の各号に掲げる行為のいずれかを行ったときは、旅行主管部門又は関係部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、併せて 5 千円以上 5 万円以下の罰金に処する。違法所得が 5 万円以上であるときは、併せて違法所得の同額以上 5 倍以下の罰金に処する。情状が重いときは、営業停止を命じ又は旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者は 2 千円以上 2 万円以下の罰金に処する。

- (1) 虚偽の宣伝を行い、旅行者を誤って誘導したとき。
(2) 不合格の仕入先から製品及びサービスを購入したとき。
(3) 規定どおり旅行会社責任保険に加入しなかったとき。

第 98 条 旅行会社がこの法律の第 35 条の規定に違反したときは、旅行主管部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、営業停止を命じ、併せて 3 万元以上 30 万円以下の罰金に処する。違法所得が 30 万元以上であるときは、併せて違法所得の同額以上 5 倍以下の罰金に処する。情状が重いときは、旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者については、違法所得を没収し、2 千円以上 2 万円以下の罰金に処し、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

第 99 条 旅行会社がこの法律の第 55 条に定める報告義務を履行しなかったときは、旅行主管部門は、これを 5 千円以上 5 万円以下の罰金に処する。情状が重いときは、営業停止

を命じ又は旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者は、2 千円以上 2 万円以下の罰金に処し、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

第 100 条 旅行会社がこの法律の規定に違反して次の各号に掲げる行為のいずれかを行ったときは、旅行主管部門は、是正を命じ、3 万元以上 30 万円以下の罰金に処し、併せて営業停止を命じる。旅行者の滞在延長等重大な結果をもたらしたときは、旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者は、2 千円以上 2 万円以下の罰金に処し、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

- (1) 旅程期間中に旅程手配を無断で変更し、旅行者の権利利益に著しい損害を与えたとき。
(2) 契約の履行を拒絶したとき。
(3) 旅行者の書面による同意を経ないで、包括旅行契約の履行を他の旅行会社に委託したとき。

第 101 条 旅行会社がこの法律の規定に違反し、旅行者に我が国の法律、法規及び社会道徳に違反するプログラム又は活動を見学し又はこれに参加させたときは、旅行主管部門は是正を命じ、違法所得を没収し、営業停止を命じ、併せて 2 万元以上 20 万円以下の罰金に処する。情状が重いときは、旅行会社業務経営許可証を取り消す。直接責任を負う主たる管理者その他直接の責任者は 2 千円以上 2 万円以下の罰金に処し、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

第 102 条 この法律の規定に違反し、旅行ガイド証又は引率者証を取得しないでガイド又

は引率活動に従事したときは、旅行主管部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、併せて1千元以上1万元以下の罰金に処し、これを公告する。

旅行ガイド及び引率者がこの法律の規定に違反し、私的に業務を行ったときは、旅行主管部門は、是正を命じ、違法所得を没収し、1千元以上1万元以下の罰金に処し、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

旅行ガイド及び引率者がこの法律の規定に違反し、旅行者からチップを徴収したときは、旅行主管部門は、是正を命じ、1千元以上1万元以下の罰金に処する。情状が重いときは、併せて旅行ガイド証及び引率者証を一時没収し又は取り消す。

第103条 この法律の規定に違反し、旅行ガイド証若しくは引率者証を取り消された旅行ガイド若しくは引率者及び旅行会社業務経営許可証の取消しの処罰を受けた旅行会社の関係管理者は、処罰の日から3年を超えない間、旅行ガイド証若しくは引率者証の取得又は旅行会社業務への従事を再申請することができない。

第104条 旅行業経営者がこの法律の規定に違反し、贈賄又は収賄を行ったときは、工商行政管理部門が関係する法律及び法規の規定に基づき処罰する。情状が重いときは、併せて旅行主管部門が旅行会社業務経営許可証を取り消す。

第105条 観光地がこの法律の定める開放条件に合致しない形で旅行者を接待したときは、観光地主管部門が開放条件に合致するまで営業停止を命じ、併せて2万元以上20万元以下の罰金に処する。

観光地における旅行者数が最大収容可能人数に達する可能性がある場合に、この法律の規定に基づく公告又は現地人民政府への報告をしないまま、速やかに旅行者数の削減、分散等の措置を講じなかったとき、又は最大収容可能人数を上回る旅行者を接待したときは、観光地主管部門が是正を命じ、情状が重いときは1か月から6か月の営業停止を命じる。

第106条 観光地がこの法律の規定に違反し、無断で入場料金又は個別の有料項目の価格を値上げし、又はその他の価格違法行為があるときは、関係主管部門が関係する法律及び法規の規定に基づき処罰する。

第107条 旅行業経営者が安全生産管理及び消防安全管理に関する法律若しくは法規又は国家基準若しくは業界基準に違反したときは、関係主管部門が関係する法律及び法規の規定に基づき処罰する。

第108条 この法律の規定に違反する旅行業経営者及びその従業員については、旅行主管部門及び関係部門が個人信用情報ファイルに記載し公表しなければならない。

第109条 旅行主管部門及び関係部門の職員が監督管理の職責履行中に職権濫用、職務怠慢、又は情実不正があり、犯罪を構成するには至らないときは、法に基づき処分を行う。

第110条 この法律の規定に違反する行為が犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第10章 附則

第111条 この法律において次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行業経営者とは、旅行会社、観光地及び旅行者に交通、宿泊、飲食、買物、娯楽等のサービスを提供する経営者をいう。
- (2) 観光地とは、旅行者に遊覧サービスを提供し、明確な管理境界線を有する場所又は区域をいう。
- (3) 包括旅行契約とは、旅行会社が予め旅程手配を行い、交通、宿泊、飲食、遊覧、旅行ガイド又は引率者のうち2以上の旅行サービスを提供し又は履行補助者を通じて提供し、旅行者が旅行費用を総額で支払う

契約をいう。

- (4) 団体を組織した会社とは、旅行者と包括旅行契約を締結した旅行会社をいう。
- (5) 現地引受会社とは、旅行団を組織した会社の委託を受け、目的地で旅行者を接待する旅行会社をいう。
- (6) 履行補助者とは、旅行会社と契約関係にあり、包括旅行契約の義務の履行を助け、かつ、関係サービスを実際に提供する法人又は自然人をいう。

第 112 条 この法律は、2013 年 10 月 1 日から施行する。

(おかむら しがこ)